

## ■防災資機材整備等事業補助金について

- ・地域の防災力を強化するため、市補助金をご活用ください

市では、“より災害に強いまちづくり”推進のため、地域住民の自衛意識と連帯感を軸に「自分たちの地域は自分たちが守る」という、基本的理念のもと、区の自主防災組織強化を推進しています。

これら整備経費に「佐久市自主防災組織防災資機材整備等事業補助金交付要綱」より補助金を交付しています。

- ・補助対象となる事業（補助限度額 ①+②の合計 10万円）

### ①防災資機材の整備（補助率3分の2以内）

必要な防災資機材を購入する場合、別添の「自主防災組織防災資機材購入単価一覧表」を参考にいただき、防災資機材の整備を図り、一層の自主防災体制の活性化・強化をお願いします。

※手続きの流れについては次ページをご参照ください。

### ②防災士の資格取得（補助率3分の2以内）

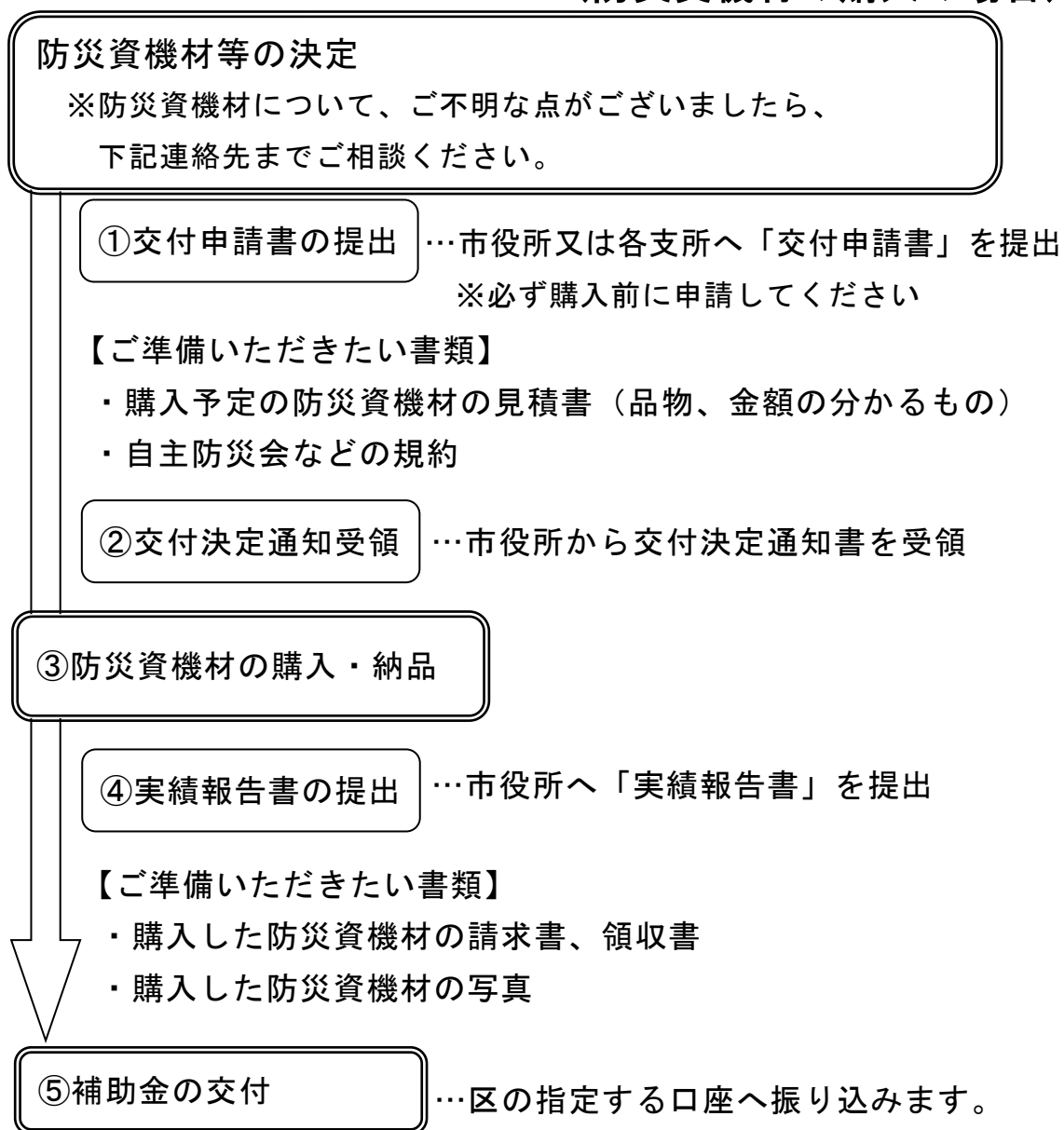
（詳細はP47「防災士資料」をご覧ください。）

防災士とは、地域の自主防災力の向上のための活動が期待され、そのために十分な意識、知識及び技能を有するものとして特定非営利活動法人日本防災士機構（以下日本防災士機構）の認証登録を受けた者をいいます。

防災士資格取得のため、日本防災士機構による①認証研修機関による研修受講料、②防災士資格取得試験の受験料、③防災士認証登録の申請料につき補助金を交付します。

※防災士の資格習得をご希望の場合は、講座受講の申し込み前に危機管理課まで、ご相談ください。

## 自主防災組織による補助金申請手続きの流れ (防災資機材の購入の場合)



### < 注意点 >

- ・ 補助申請の際は、危機管理課危機管理係へご連絡ください。
- ・ 申請様式は郵送又はメールにてお送りします。
- ・ 補助金の交付申請は必ず購入前に申請（事前申請）し、交付決定を受け  
てから購入してください。

### < 連絡先 >

佐久市役所 危機管理課 危機管理係  
電話：62-3008（直通） / FAX：63-1680  
E-mail：kikikanri@city.saku.nagano.jp